

# 控 訴 状

2016年10月7日

大阪高等裁判所 御中

控訴人代理人

弁護士 佐藤 真理

弁護士 白井 啓太郎

弁護士 安藤 昌司

弁護士 辰巳 創史

弁護士 星 雄介

弁護士 阪口 徳雄

〒630-0222 奈良県生駒市壱分町1-4-48-11

控 訴 人 宮 内 正 巖

〒630-8213 奈良市登大路町36番地 大和ビル4階

奈良合同法律事務所（送達場所）

電話 0742-26-2457 Fax 0742-26-3010

控訴人訴訟代理人

弁護士 佐藤 真理

〒590-0048 堺市堺区一条通20-5 銀泉堺東ビル6階

堺総合法律事務所

電話 072-221-0016 Fax 072-232-7036

同上

弁護士 辰 巳 創 史

〒630-8003 奈良市佐紀町 47-1 岡本ビル 2 階

安藤法律事務所

電話 0742-30-3341 Fax 0742-30-3361

同上

弁護士 安 藤 昌 史

〒530-0055 大阪市北区野崎町 7-8 梅田パークビル 5 階

きずな大阪法律事務所

電話 06-6130-2710 Fax 06-6130-2711

同上

弁護士 星 雄 介

〒541-0041 大阪市中央区北浜 2-1-5 平和不動産北浜ビル 4 階

あさひパートナーズ法律事務所

電話 06-6226-8995 Fax 06-6223-5202

同上

弁護士 白 井 啓 太 郎

〒541-0041 大阪市中央区北浜 2-1-5 平和不動産北浜ビル 4 階

あさひパートナーズ法律事務所

電話 06-6226-8995 Fax 06-6223-5202

同上

弁護士 阪 口 徳 雄

〒150-8001 東京都渋谷区神南二丁目 2 番 1 号

被控訴人 日本放送協会

上記代表者会長 靱 井 勝 人

上記当事者間の奈良地方裁判所平成28年(ワ)第3号放送受信料請求事件について、2016年9月23日言渡された判決は、全部不服であるから、控訴する。

## 第1 原判決の表示

### 主文

- 1 被告は、原告に対し、4万3980円及びこれに対する平成27年12月1日から支払い済みの日が属する月の前月(支払済みの日が偶数月に属する場合)又は前々月(支払済みの日が奇数月に属する場合)の末日まで、2箇月当たり2%の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は第1項に限り仮に執行することができる。

## 第2 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人の控訴人に対する請求を棄却する。
- 3 控訴費用は被控訴人の負担とする。

## 第3 控訴の理由

- 1 原判決は、2回の口頭弁論で結審するなど、著しく不当な訴訟指揮のもと、控訴人に十分な主張の機会を与えられなかったものである。

内容においても違法不当な判決であり、控訴人としては、到底承服できない。しかし、控訴人は、既に被控訴人を被告として本件と共通する争点での新しい裁判(放送法遵守義務確認等請求事件)を奈良地裁に提起し、同裁判所で係属中である(奈良地裁平成28年(ワ)第380号)。

- 2 よって、本格的な主張立証は、新訴で展開することとし、原判決主文通り、4万8378円を、今月4日に、被控訴人代理人指定の銀行口座に全額振り込

んで支払った。

被控訴人に対して訴の取り下げを求めているが、控訴期限が迫っているので、控訴を提起する。

必要に応じ、詳細な控訴理由を提出する。

以上